

五条川の風景 **新緑**

基本計画各論

Contents 目次

第1章	健やかでいつまでも安心して暮らせるまち(健康・福祉)	58
第2章	個性が輝き心豊かな人を育むまち(子育て・教育・文化・スポーツ)	82
第3章	利便性が高く魅力的で活力あふれるまち(都市基盤・産業)	106
第4章	環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち(環境・防災防犯)	132
第5章	協働と自治による持続可能なまち(協働・行財政運営)	160

SDGsの17の目標との関係

まちづくり戦略とSDGsの関係

	SDGs																
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
まちづくり戦略1 健康のまち・地域共生社会を形成する	○	○	○					○		○	○						○
まちづくり戦略2 子育て世代の移住・定住を促す	○		○	○	○			○									○
まちづくり戦略3 都市の活力・にぎわいと関係人口を創出する	○				○			○	○		○						○
まちづくり戦略4 安全な暮らしと強くなやかで持続可能な社会を実現する			○					○			○	○	○			○	○

施策体系とSDGsの関係

			SDGs																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
基本目標1 健やかでいつまでも安心して暮らせるまち (健康・福祉)	施策1	母子の健康づくり			○													○	○
	施策2	成人の健康づくり			○														○
	施策3	医療・感染症予防			○														○
	施策4	地域福祉			○														○
	施策5	高齢者福祉・介護保険	○		○					○		○	○						○
	施策6	障がい者(児)福祉			○	○						○							○
	施策7	生活困窮者支援	○	○	○														○
基本目標2 個性が輝き心豊かな人を育むまち (子育て・教育・文化・スポーツ)	施策8	子育て・子育て支援			○	○												○	○
	施策9	学校教育	○			○		○		○								○	○
	施策10	生涯学習			○	○			○		○							○	○
	施策11	市民文化活動			○	○			○									○	○
	施策12	文化財の保護・継承			○	○					○							○	○
	施策13	スポーツ			○	○						○							○
基本目標3 利便性が高く魅力的で活力あふれるまち (都市基盤・産業)	施策14	移動環境			○					○	○	○		○				○	○
	施策15	市街地								○		○							○
	施策16	住環境形成							○			○							○
	施策17	上下水道			○				○			○		○	○				○
	施策18	農業		○	○					○		○				○			○
	施策19	商工業								○	○								○
	施策20	観光・交流										○							○
基本目標4 環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち (環境・防災・防犯)	施策21	水辺環境の整備・活用							○		○	○		○	○			○	○
	施策22	緑と公園			○						○	○				○			○
	施策23	総合的な環境政策の推進			○	○			○		○	○	○		○				○
	施策24	廃棄物・リサイクル			○							○	○		○				○
	施策25	防災・浸水対策										○		○					○
	施策26	消防・救急										○							○
	施策27	防犯・交通安全										○	○						○
基本目標5 協働と自治による持続可能なまち (協働・行財政運営)	施策28	市民協働・地域コミュニティ			○													○	○
	施策29	平和・共生			○	○	○		○		○							○	○
	施策30	情報発信・情報共有										○							○
	施策31	行政経営・財政運営										○	○						○
	施策32	組織・人事マネジメント					○		○										○

1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8 働きがいも 経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な年及び人間居住を実現する
12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止、回復及び生物多様性の損失を阻止する
16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

総合計画の
策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健やかでいつまでも
安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな
人を育むまち

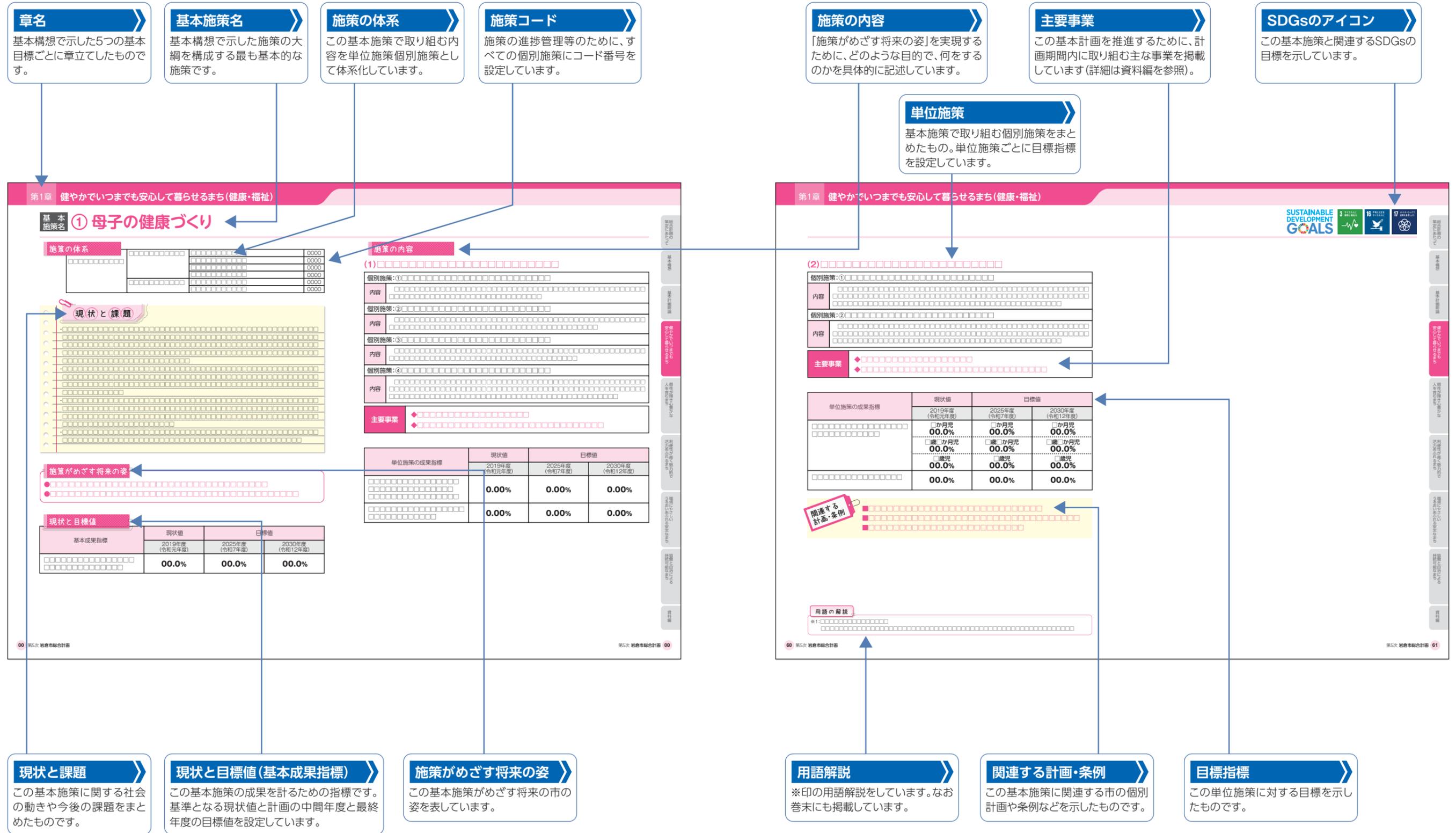
利便性が高く魅力的で
活力あふれるまち

環境にやさしい
うるおいあふれる安全なまち

協働と自治による
持続可能なまち

資料編

基本計画各論の見方



総合計画の策定にあたって

基本構想

基本計画各論

基本計画各論

健やかでいつまでも安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな人を育むまち

利便性が高く魅力的で活力あふれるまち

環境にやさしい暮らしあふれる安全なまち

協働と自治による持続可能なまち

資料編

基本施策名 ① 母子の健康づくり

施策の体系

母子の健康づくり	妊娠出産に向けた支援	妊娠を望む夫婦に対する支援	0111
		子育て世代包括支援センターの機能強化	0112
		産科医療機関等との連携強化	0113
		産前・産後サービス等の充実	0114
乳幼児期からの健康づくり	乳幼児健康診査と支援体制の充実	乳幼児健康診査と支援体制の充実	0121
		発育段階に応じた健康づくりの推進	0122

現状と課題

- ・少子化の進行、晩婚化・晩産化、未婚率の上昇、核家族化、育児での孤立化、子どもの貧困、虐待など母子を取り巻く社会環境の変化により、子育てに対する不安や悩みを抱え込むなど、子育てしにくい状況が生じています。そのため、妊娠・出産・育児期を通して、切れ目ない支援ができるよう保健師、助産師を配置し、2016年(平成28年)4月に位置づけた子育て世代包括支援センターの機能を強化し、妊産婦や子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進していく必要があります。
- ・妊婦健康診査・乳児健康診査は、母体や胎児及び乳児の心身の健康確保を図る上で重要であることから、本市では、妊婦健康診査や新生児聴覚検査の公費負担を拡大し、受診しやすい環境づくりを行ってきました。また、産前・産後の不安や悩みを軽減するため産後健康診査の公費負担を行うとともに、医療機関と連携した支援や産前・産後の支援サービスの充実を図る必要があります。
- ・乳幼児の疾病や障がいの早期発見・早期対応及び虐待の未然防止・早期発見・早期対応の機会として、乳幼児健康診査は重要な役割を担っています。本市では、これまでも未受診児や乳幼児健康診査の経過観察児^{*1}に対する訪問相談・指導に取り組んできましたが、今後も、保健、医療・福祉・教育などの関係機関が連携し、切れ目ない支援体制の充実を図る必要があります。
- ・母子の健康づくりは、生涯を通じた健康づくりの出発点であり重要なため、ライフステージに応じた健康管理や子どもの頃から健康的な生活習慣の形成の推進を図る必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 安心して子どもを産み育てられる環境が整っています。
- 関係機関や専門職との連携が図られ、母と子の健康が守られています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	
母子保健サービスに満足している市民の割合	95.0%(R2)	96.0%	97.0%	

施策の内容

(1) 妊娠出産に向けた支援

個別施策:①妊娠を望む夫婦に対する支援

内容 子どもを産み育てたいという希望を持ちながら子どもができない夫婦の不妊治療の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療に対する支援を行います。

個別施策:②子育て世代包括支援センターの機能強化

内容 保健センターと子育て支援センターがさらに連携し継続的・包括的な支援を行うなど子育て世代包括支援センターの機能を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を充実します。

個別施策:③産科医療機関等との連携強化

内容 妊産婦の不安や育児負担の軽減を図るため、産科・精神科医療機関及び保健・福祉・子育て支援センターなどの関係機関との連携を強化し連続性のある支援を行います。

個別施策:④産前・産後サービス等の充実

内容 産前・産後の不安や育児負担を軽減するため、子育て支援センター等と情報を共有し、子育てに関する社会資源の情報提供及び産後ケア事業など必要な産前・産後サービスの充実に努めます。また、父親の妊娠・出産への理解と子育てへの参加促進のため、関係部署との連携を図り講座の開催や情報提供を行います。

主要事業

- ◆妊婦・産後健康診査
- ◆妊婦・産婦電話相談支援、産婦・乳児訪問指導

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
産後に保健師や助産師からの指導・ケアを十分に受けることができた人の割合	89.5%	91.0%	92.0%
この地域で今後も子育てをしていきたいと思う人の割合	95.2%	96.0%	97.0%



総合計画の策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健やかでいつまでも安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな人を育むまち

利便性が高く魅力的で活力あふれるまち

環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち

協働と自治による持続可能なまち

資料編



(2) 乳幼児期からの健康づくり

個別施策:①乳幼児健康診査と支援体制の充実	
内容	乳幼児の疾病やむし歯、障がいや虐待の早期発見・早期対応のため、乳幼児健康診査や歯科健康診査を実施するとともに、母親の育児不安の軽減及び虐待の未然防止などのために、健診時における相談支援の充実を図ります。また、保健、医療・福祉・教育などの関係機関が連携し一人ひとりに応じた支援を行うなど、支援体制の充実を図ります。
個別施策:②発育段階に応じた健康づくりの推進	
内容	将来的な疾病の予防に向けて乳幼児期から健康的な食生活や口腔内の衛生管理などの生活習慣を形成するため、発育段階に応じた健康教育の充実を図ります。また、保護者の健康意識を高め、健康づくりに取り組めるよう啓発に努めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆乳幼児健康診査、乳幼児健康相談 ◆幼児の歯科健康診査、フッ化物塗布

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
乳幼児健康診査受診率	4か月児 99.5%	4か月児 100.0%	4か月児 100.0%
	1歳6か月児 97.1%	1歳6か月児 100.0%	1歳6か月児 100.0%
	3歳児 97.2%	3歳児 100.0%	3歳児 100.0%
むし歯のない3歳児の割合	91.7%	93.5%	95.0%

関連する計画・条例

- 健康いわくら21(第2次)(平成25年度～令和4年度)
- 第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)
- 第3期岩倉市食育推進計画(令和2年度～令和6年度)

用語の解説

※1:経過観察児
乳幼児健康診査で、発育やことば・運動発達などについて心配があり、健診後も経過を見ながら指導を継続していく乳幼児。

基本施策名 ② 成人の健康づくり

施策の体系	健康づくりの推進	健康的な食生活習慣の推進	0211
	成人の健康づくり	運動の習慣化の推進	0212
		こころの健康づくりの推進	0213
		健康づくりを支援する環境づくり	0214
	生活習慣病予防と重症化予防の推進	がん検診・保健指導の充実	0221
		歯科健康診査・歯科保健指導の充実	0222
		特定健康診査・特定保健指導の充実	0223

現状と課題

- ・長寿命化が進む一方で、生活環境の変化に伴い、生活習慣病などの発症や重症化が問題となっています。また、複雑化する社会の下で、ストレスからこころの病気にかかる人が増加しています。そのため、生活習慣病予防をはじめとした心身の健康づくりに対する市民の意識の向上と主体的な取組がますます重要になっています。
- ・本市では2013年度(平成25年度)に策定した健康いわくら21(第2次)において、健康寿命の延伸を基本目標とし、生涯を通じた健康づくりの推進、疾病の発症予防と重症化の予防、健康につながる生活習慣づくり、社会で支える健康づくりを基本方針として、健康診査やがん検診、関係機関と連携した栄養指導及び運動指導等の取組を推進してきました。
- ・しかしながら、2018年度(平成30年度)に行った健康いわくら21(第2次)の中間評価では、がん、身体活動・運動及び歯の健康の分野において改善が見られない指標が多く、若い世代からの生活習慣病予防の啓発と健康管理への取組を推進することが重要課題となっています。
- ・また、2018年(平成30年)12月には健康都市宣言を行い、五条川健康ロードを活用した運動事業や健康伝道師事業等に取り組むとともに、2020年(令和2年)3月には健康づくり条例を制定しました。今後さらに高齢化が進む中で健康寿命を延伸するためには、健康無関心層も含めた健康づくりを推進するとともに、様々な分野との連携を強化し一体的な取組を行っていく必要があります。
- ・がん検診については、定員枠拡大や医療機関での個別検診の実施などの受診機会の充実を図ってきましたが、今後も受診率向上のため、がん検診の必要性の周知や受診勧奨、さらに若い世代への予防啓発に取り組む必要があります。
- ・歯周病の予防・早期発見・早期治療につなげるとともに、8020を目標とした口腔の健康維持のため、節目歯科健康診査や訪問歯科健康診査により、誰もが定期的に歯科健康診査を受けることができる体制を継続していく必要があります。
- ・生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査や特定保健指導が2008年度(平成20年度)から保険者に義務付けられたことに伴い、国民健康保険被保険者に対し、健診事業を行うとともにその受診率の向上に努めています。
- ・2020年(令和2年)4月に施行された健康増進法の一部改正に伴い、望まない受動喫煙による健康への影響をなくすための取組を推進する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 心身ともに健やかで、自ら健康づくりに取り組み、自分らしくいきいきと幸せに暮らしています。
- 生活習慣病予防に取り組む環境が整っています。

総合計画の策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健やかでいつまでも安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな人を育むまち

利便性が高く魅力的で活力あふれるまち

環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち

協働と自治による持続可能なまち

資料編

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	
健康の維持増進の取組をしている市民の割合	91.0% (H30)	92.0%	93.0%	
生活習慣病予防・健康相談等の健康管理や健康づくりのための支援に満足している市民の割合	85.1% (H30)	87.5%	90.0%	

施策の内容

(1) 健康づくりの推進

個別施策:①健康的な食生活習慣の推進	
内容	生活習慣病予防のため、市内の事業所と連携して食への関心を高め、年齢等に応じた栄養バランス等に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、栄養教室等の充実を図ります。
個別施策:②運動の習慣化の推進	
内容	五条川健幸ロードを活用した運動事業等を通じた運動指導の充実、関係部署や事業所と連携した運動事業の取組を推進します。また、市民の運動習慣を促進するため、運動に関する情報を提供し、運動する機会の充実を図ります。
個別施策:③こころの健康づくりの推進	
内容	こころの健康を保つことができるよう、また、こころの不調を周囲の人が気づき見守ることができるよう、こころの健康に関する知識の普及・啓発を推進します。また、過度のストレスや悩みを抱える人々を支援するため、保健所や医療機関等の関係機関と連携を図り、相談体制の充実と個々の状況に応じた適切な対応に努めます。
個別施策:④健康づくりを支援する環境づくり	
内容	市民の主体的な健康づくり活動を支援するために、様々な分野で健康の視点を持った取組や市民、地域団体、市民活動団体及び事業所等と連携し、誰もが気軽に健康づくりに取り組める環境づくりに努めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆健幸伝道師事業 ◆体力チェック事業 ◆ウォーキング事業 ◆いわくら健康マイレージ事業 ◆こころの健康教室・相談事業

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	
ウォーキング・ジョギングなど軽い運動を定期的に行っている市民の割合	27.6% (H30)	29.0%	30.0%	
ストレスを解消する方法を持っている人の割合	60.4% (R2)	70.0%	74.0%	

(2) 生活習慣病予防と重症化予防の推進

個別施策:①がん検診・保健指導の充実	
内容	がんの予防・早期発見のために、がん検診の必要性の周知や受診勧奨、受動喫煙に関する知識の普及、若い世代への予防啓発に取り組むとともに、がん検診の利便性向上に努めます。また、精密検査が必要な人が確実に受診するよう保健指導の充実を図ります。
個別施策:②歯科健康診査・歯科保健指導の充実	
内容	歯周病や口腔機能の低下等の早期発見・早期治療のために歯科健康診査の受診勧奨を行うとともに、歯口清掃の習慣化及び口腔機能の維持・向上のための歯科保健指導の充実を図ります。
個別施策:③特定健康診査・特定保健指導の充実	
内容	生活習慣病予防のために、特定健康診査の受診勧奨を行うとともに、特定保健指導の対象となった人には、生活習慣を改善するための支援の充実を図ります。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆がん検診 ◆特定健康診査、特定保健指導 ◆歯科健康診査

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	
メタボリックシンドローム※1 該当者及び予備群の減少率 (2008年比)	17.5% (H30)	21.5%	25.0%以上	
がん検診を受診している市民の割合	28.6% (R2)	37.0%	40.0%	

関連する計画・条例

- 健康いわくら21(第2次)(平成25年度～令和4年度)
- 岩倉市自殺対策計画(令和元年度～令和5年度)
- 第3期岩倉市食育推進計画(令和2年度～令和6年度)
- 岩倉市健幸づくり条例

用語の解説

※1:メタボリックシンドローム
内臓脂肪型肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態。

総合計画の
策定にあたって
基本構想
基本計画総論
基本計画各論
健やかでいつまでも
安心して暮らせるまち
個性が輝き心豊かな
人を育むまち
利便性が高く魅力的で
活力あふれるまち
環境にやさしい
うるおいあふれる安全なまち
協働と自治による
持続可能なまち
資料編

基本施策名 ③ 医療・感染症予防

施策の体系

医療・感染症予防	医療体制等の充実	市民にわかりやすい医療情報の提供	0311
		休日・夜間救急医療体制の維持・充実	0312
		災害時に備えた保健予防の充実	0313
	感染症対策の推進	感染症予防の充実	0321
新型インフルエンザ等対策の充実		0322	

現状と課題

- ・救急医療体制として、休日急病診療所のほか、近隣市町の3病院を第2次救急医療機関^{*1}に指定し、休日・夜間救急医療体制の維持・充実を図ってきました。小児救急医療においても、尾北医師会及び岩倉市医師会の小児科医の連携により、小児科専門医による小児救急外来が設置されています。
- ・歯科診療については、市内歯科医療機関での在宅当番医制による年末年始の休日歯科診療を実施しています。
- ・今後も、市民がより健康に安心して暮らすために、休日・夜間救急医療体制の確保が必要です。
- ・予防接種法に基づく各種予防接種を主に医療機関での個別接種として実施するとともに、愛知県広域予防接種として県内全域でも接種できるなど、接種体制の充実を図ってきました。
- ・2019年(令和元年)12月に確認された新型コロナウイルス感染症は、2020年(令和2年)に入ると全世界に拡大し、本市においても国や県が示す新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等に基づき、感染拡大防止策を講じてきました。
- ・新型インフルエンザ等の感染症への対策については、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、今後、実践的なマニュアルの作成や継続的な訓練を実施していく必要があります。また、平常時からの情報収集や感染防止策の周知、さらに、緊急時に迅速かつ確な対応をとることができるように体制を強化し、関係機関や関係部署とのネットワークの確立に努め、市民の安全確保を図ることが重要です。

施策がめざす将来の姿

- 日常的な健康管理や身近に受診できる医療機関があり、安心して医療を受けられる体制が整っています。
- 感染症の予防に関する情報を身近に得ることができるようになっていきます。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
医療機関との連携・協力や医療情報の提供に満足している市民の割合	75.7%(H30)	79.0%	82.0%

施策の内容

(1) 医療体制等の充実

個別施策:①市民にわかりやすい医療情報の提供

内容	日常的な健康管理による疾病予防や病気の早期発見・治療、また、安心して医療が受けられるよう、かかりつけ医の必要性や適性な医療機関での受診の啓発を図ります。また、各種健診時や広報紙、ホームページ等を利用して、市内や近隣市町の医療機関、救急医療や小児救急外来についての情報をわかりやすく提供できるよう努めます。
----	--

個別施策:②休日・夜間救急医療体制の維持・充実

内容	市民が安心して救急医療を受けられるように、市内や近隣市町の医療機関と連携・協力し、休日・夜間救急医療体制の維持・充実に努めます。
----	--

個別施策:③災害時に備えた保健予防の充実

内容	災害発生時に感染症のまん延防止対策や被災者の健康管理を迅速・的確に行えるよう、平常時からの情報収集や災害時に備えた保健所等との連携強化を図ります。
----	---

主要事業

- ◆ 休日急病診療所事業
- ◆ 休日歯科診療事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
かかりつけ医を持っている市民の割合	65.5%(R2)	67.0%	70.0%
休日急病診療所を知っている市民の割合	84.5%(R2)	90.0%	92.0%

総合計画の策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健やかでいつまでも安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな人を育むまち

利便性が高く魅力的で活力あふれるまち

環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち

協働と自治による持続可能なまち

資料編



(2) 感染症対策の推進

個別施策:①感染症予防の充実	
内容	感染症に対して、市民の安全確保や、エイズ、結核などの感染症や食中毒の予防とまん延防止のため、広報紙、ホームページ等で正しい知識の普及を図ります。また、予防接種の有効性や安全性など正しい知識を普及し、予防接種の接種率を向上させることにより感染症の予防に努めます。
個別施策:②新型インフルエンザ等対策の充実	
内容	新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、実践的なマニュアルの作成や継続的な訓練の実施に努めます。また、新しい生活様式の確立など新型コロナウイルス感染症対策を推進します。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆予防接種事業 ◆新型インフルエンザ等対策事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
予防接種の接種率 (麻しん・風しん混合予防接種(第2期)※2)	96.3%	97.0%	98.0%

関連する計画・条例

- 健康いわくら21(第2次)(平成25年度～令和4年度)
- 岩倉市地域防災計画(昭和58年7月策定)
- 岩倉市新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年11月策定)

用語の解説

※1:第2次救急医療機関
都道府県ごとの医療計画において、第1次、第2次、第3次救急医療の体制が整備されている。第2次救急医療機関は、第1次救急医療機関の後方病院として、入院または緊急手術を要する救急患者の医療を担当するもので、広域市町村圏を基本として設定した救急医療圏ごとに、いくつかの病院が共同連帯して輪番方式で対応するもの。

※2:麻しん・風しん混合予防接種(第2期)
5歳以上7歳未満の者で小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間の時期を指す。

基本施策名 ④ 地域福祉

施策の体系			
地域福祉	計画的な地域福祉の充実・支援	地域福祉推進体制の強化	0411
		地域福祉意識の醸成	0412
		福祉教育の充実	0413
		地域福祉の担い手の育成	0414
		地域コミュニティ活動の支援 【「市民協働・地域コミュニティ」の再掲】	0415
	安心して地域で生活できる環境づくり	支え合いのネットワークづくり	0421
		見守りネットワークと支え合いの体制づくり 【「高齢者福祉・介護保険」の再掲】	0422
		災害時要配慮者の支援体制づくり	0423
		生きることへの支援	0424

現状と課題

- 本市では、2017年度(平成29年度)に策定した第2期地域福祉計画において、小学校区を推進圏域に住民が出し合った地域課題を我が事として取り組んでいくことを目的に「いわくら福祉市民会議」を校区ごとに展開しています。
- 2018年(平成30年)4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画が「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を示す上位計画として位置付けられました。
- 今後、より重要性が増していく本計画を浸透させていくとともに、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、部署間の包括的な支援体制を構築していく必要があります。
- 近年、高齢者の単身世帯・核家族の増加に加え、同一世帯に複合的な問題を抱えていたり、縦割りの制度の狭間に陥ってしまったりと、地域福祉に関する課題は複雑化し、多様化しています。そうした中で、制度や分野の枠を越え、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を越えて、人と人、人と社会、人と資源が世代を超えてつながることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会^{*1}」の実現が求められています。
- 市内でも8050問題^{*2}やひきこもりなど制度・分野の枠を超えた福祉課題が増加しており、これらの解決に向けては、福祉活動に参加する人材を継続して増やしていくとともに、専門職間だけでなく、地域福祉協力者団体や組織を含め、より重層的にネットワークをつくる必要があります。
- 2016年(平成28年)に施行された自殺対策基本法の一部改正に伴い、誰も自殺に追い込まれない社会の実現のため、2019年(平成31年)3月に自殺対策計画を策定しました。

施策がめざす将来の姿

- 人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」が実現しています。
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制が構築されています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
市民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している市民の割合	81.0%(H30)	85.0%	90.0%
ひとり暮らしや心身に障がいがある状態になった時の相談相手や助け合ったりする友人・知人がいる市民の割合	51.8%(R2)	55.0%	60.0%

総合計画の策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健やかでいつまでも安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな人を育むまち

利便性が高く魅力的で活力あふれるまち

環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち

協働と自治による持続可能なまち

資料編



施策の内容

(1) 計画的な地域福祉の充実・支援

個別施策:①地域福祉推進体制の強化	
内容	住民が中心となって小学校区単位で取り組む住民活動計画について、地域の中で考え、解決に向けた取組ができるよう、社会福祉協議会と連携して支援します。また、8050問題やひきこもり等、複雑化・複合化している地域福祉課題に対応するため、包括的な相談体制を構築します。
個別施策:②地域福祉意識の醸成	
内容	地域への関心を高め、住民同士のつながりを深めるため、盆おどりやスポーツ行事など地域住民が交流できるイベントの開催や日頃の声かけなどの活動を進め、地域における支え合い、助け合いに住民が積極的に参加する土壌を醸成します。
個別施策:③福祉教育の充実	
内容	高齢者や障がい者などに対する理解促進のため、社会福祉協議会との連携により小中学校で開催する福祉実践教室をはじめ、人権研修会等の福祉講座などを積極的に開催し、すべての世代にわたる福祉教育を推進します。
個別施策:④地域福祉の担い手の育成	
内容	地域のリーダーとなる人材や新しく福祉活動に参加する担い手を発掘するため、福祉講座やボランティア養成講座の開催などにより、多様な人材の育成に取り組みます。また、ボランティア団体の活動を社会福祉協議会、市民活動支援センターと一体となって支援します。
個別施策:⑤地域コミュニティ活動の支援【「市民協働・地域コミュニティ」の再掲】	
内容	地域コミュニティの中心的な役割を果たす行政区や民生委員・児童委員協議会等の活動支援を行うとともに、地域で活動する団体が活発に活動できるよう支援します。 また、地域住民が主体となった公益的な活動に対する助成の充実や、地域のリーダーとなる人材の育成などを進めます。さらに、行政区に留まらない地域課題への広域的な取組を支援します。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域福祉計画推進事業 ◆福祉講座、福祉実践教室 ◆ボランティア養成講座

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
福祉講座・福祉実践教室等の参加者数	954人	980人	1,000人
ボランティア養成講座受講者数	10人	65人	80人

(2) 安心して地域で生活できる環境づくり

個別施策:①支え合いのネットワークづくり	
内容	支援が必要な人を地域で支え合うことができるように、社会福祉協議会と連携して、民生委員・児童委員、行政区等や、福祉・保健・医療などの関係者との重層的なネットワークづくりに取り組みます。
個別施策:②見守りネットワークと支え合いの体制づくり【「高齢者福祉・介護保険」の再掲】	
内容	高齢者が安心して暮らせるよう、地域の見守りネットワーク体制の強化、見守り協力事業者及びほっと情報メールの検索協力者の登録促進、地域の見守りボランティアとの連携に努めます。
個別施策:③災害時要配慮者の支援体制づくり	
内容	災害時に備え、災害時要配慮者やその家族に対する防災意識の高揚に努めるとともに、災害発生時における地域での救護活動が円滑に行われるようにするため個別避難支援計画の作成を促進します。
個別施策:④生きることへの支援	
内容	自殺対策計画に基づき、生きることの包括的な支援に関連する団体との連携、情報交換に努め、地域におけるネットワークの構築と強化を行います。また、自殺のリスクを抱えた人を早期に発見し、支援へとつなぐ役割を担う人材(ゲートキーパー)を育成します。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難行動要支援者名簿 ◆自殺対策計画推進事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
個別避難支援計画の作成数	170件	350件	500件
ゲートキーパー研修参加者数	59人	200人	500人

関連する計画・条例

- 第2期岩倉市地域福祉計画(平成30年度～令和4年度)
- 第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)
- 岩倉市障がい者計画(第5期)(平成30年度～令和5年度)
- 岩倉市地域防災計画(昭和58年7月策定)
- 岩倉市自殺対策計画(令和元年度～令和5年度)

用語の解説

- ※1:地域共生社会
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
- ※2:8050問題
80代の老親が50代のひきこもりの子の生活を支えるという社会問題。ひきこもりの状態が長期化し相応の年齢になり、さらに高齢となった親の収入が途絶えたり、病気が要介護状態になったりして経済的に一家が孤立・困窮するケース。

総合計画の策定にあたって
基本構想
基本計画総論
基本計画各論
健やかでいつまでも安心して暮らせるまち
個性が輝き心豊かな人を育むまち
利便性が高く魅力的で活力あふれるまち
環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち
協働と自治による持続可能なまち
資料編

基本施策名 ⑤ 高齢者福祉・介護保険

施策の体系

高齢者福祉・介護保険	健康・生きがいづくりの推進	介護予防と日常生活の自立支援	0511
		多様な社会活動等への参加支援	0512
	地域包括ケアシステムの構築	地域包括支援センターを核とした地域づくり	0521
		高齢者への支援	0522
		見守りネットワークと支え合いの体制づくり	0523
	介護を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり	介護保険事業の円滑な運営	0531
		認知症施策の充実	0532
		高齢者の権利擁護・虐待防止	0533

現状と課題

- ・本市の2020年(令和2年)3月末時点の高齢者数は12,142人、高齢化率^{*1}25.3%となっており、介護保険制度の始まった2000年(平成12年)と比較して約2倍に増加しています。また、団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)には高齢化率は25.5%に増加すると推計されています。高齢化の進展は2025年(令和7年)以降さらに進み、2040年(令和22年)には、世代間の不均衡が著しい水準に達し、1.5人の現役世代が1人の高齢世代を支えるといわれています。
- ・元氣なうちは知識と経験を生かして働きたいという高齢者や、活動範囲を広げ、スポーツや文化活動などで生き生きと人生を楽しむ高齢者が多くいます。
- ・市民の指導士によるシルバーリハビリ体操の普及など、心身の活力が低下した虚弱な状態(フレイル)にならないよう、高齢者の健康づくりと社会参加を同時に進めていく必要があります。
- ・多世代交流センターさくらの家、南部老人憩の家、地域の高齢者交流サロン等が高齢者の活動の拠点となっており、活動を支えるための施設の充実や各種講座の開催、気軽に集える交流スペースの設置などの環境整備が求められています。また、老人クラブの会員拡大など高齢者の自主的な団体の育成やシルバー人材センターへの支援などが引き続き必要です。
- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が急増しており、高齢者の孤立死も見られます。また、2020年(令和2年)3月末時点で1,871人いる本市の要介護(支援)認定者^{*2}においては、その約5割に日常生活に支障をきたすような認知症状が見受けられるなど、高齢者世帯と認知症高齢者への対応は、高齢者福祉にとって大きな課題となっています。認知症の予防と理解を深めるために、市民ボランティアであるいわくら認知症ケアアドバイザー一会と連携した啓発などの認知症施策を推進することが必要です。
- ・また、介護を受けている高齢者への虐待や、悪質商法による被害が発生しており、虐待防止や成年後見制度^{*3}の活用など、高齢者の尊厳と権利を擁護するための積極的な取組が求められています。
- ・高齢者が住み慣れた地域でその有する能力を発揮し、自立した生活を送ることができるまちをつくるために、国の動向を把握しながら、地域包括ケアシステム^{*4}の構築と地域共生社会の実現が必要です。
- ・市内に2か所ある地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う機関として、高齢者の相談及び支援体制を充実させることが必要です。
- ・75歳以上の高齢者人口が増える中で、要介護(支援)認定者は着実に増加することが見込まれ、介護保険事業の健全な財政運営に努めながら、利用者が必要とするサービスを適切に提供することが必要です。
- ・2017年(平成29年)4月からは、介護予防・日常生活支援総合事業^{*5}を開始しており、要支援者等に対して、地域の実情に応じて住民主体の取組を含めた多様なサービスの整備が課題となっており、高齢者の生活支援や見守りなど、地域における支え合いの体制づくりを推進していくことが求められています。

施策がめざす将来の姿

- 高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って健康で自立した生活を送っています。
- 地域包括ケアシステムが構築され、地域共生社会^{*6}のもと公的サービスと地域の支え合いによって、高齢者が安心して暮らせるまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度(令和元年度)	2025年度(令和7年度)	2030年度(令和12年度)
介護保険サービスなど的高齢者福祉に満足している市民の割合	68.5%(H30)	69.0%	70.0%
75歳以上の要介護3~5の認定率	7.5%(R2.9末時点)	7.6%以下	8.4%以下

施策の内容

(1) 健康・生きがいづくりの推進

個別施策:①介護予防と日常生活の自立支援

内容	介護予防と日常生活の自立を支援するため、介護サービス提供事業所による専門性の高いサービスに加え、地域住民、その他の事業所など、多様な主体が提供主体として取り組むことで、地域が本来持っている「互助」機能の強化を図ります。
----	---

個別施策:②多様な社会活動等への参加支援

内容	高齢者の地域社会への参画や文化・スポーツ等の生きがい活動を推進するため、多世代交流センターさくらの家及び南部老人憩の家の活用を図るとともに、シルバー人材センターや老人クラブ連合会への活動支援、高齢者等のサロン活動の育成・支援、介護施設等へのボランティア活動への支援に努めます。
----	--

主要事業

- ◆ 介護予防・日常生活支援サービス事業
- ◆ シルバーリハビリ体操推進事業
- ◆ 老人クラブ連合会等活動事業補助事業
- ◆ シルバー人材センター補助事業
- ◆ 高齢者交流サロン活動費補助事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度(令和元年度)	2025年度(令和7年度)	2030年度(令和12年度)
シルバーリハビリ体操指導士数(累計)	22人	115人	190人
高齢者交流サロン補助金交付団体数(累計)	9団体	20団体	30団体

総合計画の策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健やかでいつまでも安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな人を育むまち

利便性が高く魅力的で活力あふれるまち

環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち

協働と自治による持続可能なまち

資料編

(2) 地域包括ケアシステムの構築

個別施策:①地域包括支援センターを核とした地域づくり	
内容	地域包括ケアシステムの確立に向け、保健・医療・福祉・介護にかかわる多職種の連携はもとより、関係機関との連携強化により、高齢者及びその家族が安心して生活ができるよう地域課題の解決に取り組みます。
個別施策:②高齢者への支援	
内容	高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、ひとり暮らし高齢者等を対象とした緊急通報システム、生活支援型給食サービス事業や、すこやかタクシー料金助成、医療費の一部負担などの支援を行います。生活支援コーディネーターと連携し、地域での課題を抽出し、ニーズを把握することで、必要な支援等の充実に努めます。
個別施策:③見守りネットワークと支え合いの体制づくり	
内容	高齢者が安心して暮らせるよう、地域の見守りネットワーク体制の強化、見守り協力事業者及びほっと情報メールの検索協力者の登録促進、地域の見守りボランティアとの連携に努めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括支援センター運営事業 ◆認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業 ◆ひとり暮らし高齢者等生活支援型給食サービス ◆生活支援コーディネーター配置事業 ◆後期高齢者福祉医療費支給事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
高齢者見守り事業所登録数	26事業所	40事業所	50事業所
地域包括支援センター相談件数	1,740件	1,900件	2,000件

(3) 介護を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり

個別施策:①介護保険事業の円滑な運営	
内容	介護保険事業を円滑に運営することで、必要な時に必要な介護サービスが受けられるよう、介護サービスの充実を図るとともに、介護保険料の賦課・徴収や各種サービス利用に対する給付を適正に行います。また、介護の現場を担う介護人材の確保・定着のための支援に努めます。
個別施策:②認知症施策の充実	
内容	認知症に対する理解促進と敬愛意識の高揚を図るため、いわくら認知症ケアアドバイザー会と連携し、認知症サポーター養成講座等を実施するとともに認知症サポーターと連携した取組を検討します。また、市民を対象に認知症に関する啓発や講座開催等の学習機会を設けます。認知症サポート医 ^{*7} などの専門職による認知症初期集中支援チーム ^{*8} での支援や認知症地域支援推進員の活動促進に努めます。
個別施策:③高齢者の権利擁護・虐待防止	
内容	地域包括支援センターや尾張北部権利擁護支援センターと連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業 ^{*9} の周知・啓発、利用促進を図ります。また、虐待を防止するため、虐待に関する知識の普及啓発を行うとともにケアマネジャーや関係機関と連携しながら早期発見、早期対応に努めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆認知症初期集中支援チーム事業 ◆介護人材の確保・定着支援事業 ◆認知症サポーター養成講座

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	7,798人	9,000人	11,000人
高齢者における成年後見制度の認知度	62.1%	70.0%	80.0%

関連する
計画・条例

- 第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)
- 岩倉市介護保険条例

縦計計画の
策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健やかでいつまでも
安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな
人を育むまち

利便性が高く魅力的で
活力あふれるまち

環境にやさしい
うるおいあふれる安全なまち

協働と自治による
持続可能なまち

資料編



用語の解説

- ※1:高齢化率
総人口に対する65歳以上の高齢者の割合。
- ※2:要介護(支援)認定者
介護保険サービスを利用するため、市に介護認定を申請し、身体能力の衰えや認知症などにより、日常生活を営むのに介護や支援が必要と認定された人。
- ※3:成年後見制度
認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人の預貯金管理などの財産管理や日常生活での様々な契約(身上監護)を支援していく制度。
- ※4:地域包括ケアシステム
高齢者が住み慣れた地域でその有する能力を最大限に発揮し、自立した生活を送ることができるまちとするために、保健・医療・福祉・介護・住まいを、多職種の連携と住民同士の支え合いにより包括的に確保するための体制。
- ※5:介護予防・日常生活支援総合事業
介護保険制度の地域支援事業として、2017年(平成29年)4月に開始した事業。要支援1~2の高齢者及び基本チェックリストを実施し事業対象者となった高齢者を対象とした訪問介護、通所介護、生活支援サービスや介護予防事業などがある。
- ※6:地域共生社会
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
- ※7:認知症サポート医
認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言、その他の支援を行い、専門機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。
- ※8:認知症初期集中支援チーム
2017年度(平成29年度)より市内2か所の地域包括支援センターに設置した認知症サポート医研修を受講した医師や社会福祉士、保健師などの専門職によるチーム。認知症のある人や家族支援のため、医療や介護サービスへの初期の対応を行う。
- ※9:日常生活自立支援事業
高齢や障がいにより自分一人で判断することに不安がある人を対象として「福祉サービスを利用する手伝い」「生活のためのお金の出し入れ」「重要な書類の預かり」などを行い、地域で安心して自立した生活を送ることができるよう支援する事業。国の補助事業として愛知県社会福祉協議会が事業実施主体となっている。

基本施策名 ⑥ 障がい者(児)福祉

施策の体系

障がい者(児)福祉	障がい者への地域生活支援と社会参加促進	相談支援体制の充実	0611
		福祉サービスの充実と関係者の連携	0612
		医療費の支援	0613
		就労の支援	0614
		スポーツ・文化活動等への参加促進	0615
	障がい者に対する理解促進とボランティア活動の充実	福祉教育の充実【「地域福祉」の再掲】	0621
		地域での障がい者に対する理解促進	0622
		障がい者の権利擁護・虐待防止	0623
		ボランティア活動の充実	0624
	障がい児支援の充実	子どもの障がいの早期発見と早期支援	0631
		継続した相談支援体制の確立	0632
		医療的ケア児の支援	0633

現状と課題

- ・国においては、「障害者基本法」を基本としながら、2012年(平成24年)に「障害者虐待防止法」の施行、2013年(平成25年)には「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への改正などの法整備を進めてきました。また、2014年(平成26年)には国際条約である「障害者権利条約」が締結され、2016年(平成28年)に「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正、2020年(令和2年)4月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正など、障がい者を取り巻く環境は、その制度のみならず概念も含めて大きく変化しています。
- ・このような状況を踏まえ、本市では、2018年度(平成30年度)から6年間を計画期間とした第5期障がい者計画を策定し、『ともに生き、ともに創ろう ずっと住みたい、生きがいのあるまち いわくら』を基本理念として、親亡き後の対応、地域共生社会の実現、障がい者差別の解消など新たな課題への施策を盛り込んでいます。
- ・障がいに関する相談は増加傾向にあり、内容についても複雑化しているため、部署間や関係機関とのさらなる連携の強化が必要です。また、2023年度(令和5年度)までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図るため、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置する必要があります。
- ・重度心身障がい者にも対応した生活介護支援事業所や短期入所(ショートステイ)を兼ね備えた共同生活援助(グループホーム)が設置され、市内に障がい福祉サービスを提供する事業所も増え、住み慣れた地域で必要なサービスを受けることができる環境が整いつつありますが、今後も対象者のニーズを把握し、事業所への働きかけを行いながらサービス提供基盤の充実を図っていく必要があります。
- ・高齢者や障がい者の権利擁護のための相談支援機関として2市2町(岩倉市、小牧市、大口町、扶桑町)共同で開設した尾張北部権利擁護支援センターの周知と成年後見制度の利用促進を図る必要があります。
- ・本市では子ども発達支援施設「あゆみの家」が中心となって乳幼児期の療育に取り組んでいます。そこでは、保健センターと連携して障がいの早期発見及び早期療育に努め、さらに障がいに対する理解を深めるための講演会の実施など保護者や関係する施設の職員へ支援を行っています。
- ・2023年度末(令和5年度末)までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域において設置する必要があります。
- ・今後は、医療的ケアを要する障がいのある児童が身近な地域で必要な支援が受けられるよう関係機関との連携を強化し、療育支援に関する知識や技術の交流を図りながら切れ目のない支援ができる体制づくりを進める必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 障がいのある人が、その能力や状況に応じた必要なサービスや支援を受け、その人らしく自立し、住み慣れた地域の中で安心して生活しています。
- 障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、地域や社会が障がい者と交流し支え合える環境が整っています。

総合計画の策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健やかでいつまでも安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな人を育むまち

利便性が高く魅力的で活力あふれるまち

環境にやさしいうるおいあふれる安全なまち

協働と自治による持続可能なまち

資料編

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	
生活・自立支援など障がい者(児)福祉に満足している市民の割合	79.3%(H30)	85.0%	90.0%	

施策の内容

(1) 障がい者への地域生活支援と社会参加促進

個別施策:①相談支援体制の充実	
内容	身体・知的・精神それぞれの障がいの相談に対応できるように、相談支援事業所や基幹相談支援センターの設置などによる相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、適切な相談支援を実施します。
個別施策:②福祉サービスの充実と関係者の連携	
内容	障がい者が高齢化・重度化しても地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスの充実に努めます。また、教育関係者、保健関係者、サービス提供事業者、障がい者関係団体などで構成する地域自立支援協議会を中心として関係者との連携を強化し、障がい者の支援を充実します。
個別施策:③医療費の支援	
内容	障がい者が、安心して医療が受けられるよう医療費の一部を支給します。
個別施策:④就労の支援	
内容	ハローワーク、障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進や就労、職業定着に関する相談支援を実施します。また、商工会などを通じて、地域の障がい者雇用に対する理解促進に努めます。
個別施策:⑤スポーツ・文化活動等への参加促進	
内容	障がい者がスポーツや文化活動に親しめる機会を拡大するため、社会福祉協議会による社会参加事業の企画運営や障がい者団体が行う自主的なレクリエーション・交流活動に対する支援に努めます。また、特別支援学校や障がい福祉サービス事業所と連携を図りながら、障がい者の文化活動の発表の場の提供に努めます。

主要事業	◆相談支援事業	◆地域生活支援事業
	◆基幹相談支援センター設置事業	◆障害者医療費支給事業
	◆就労支援事業	

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	
グループホームで生活している障がい者の人数	35人	45人	55人	
障がい者のスポーツ・文化行事への参加者数	481人	600人	700人	

(2) 障がい者に対する理解促進とボランティア活動の充実

個別施策:①福祉教育の充実【「地域福祉」の再掲】	
内容	高齢者や障がい者などに対する理解促進のため、社会福祉協議会との連携により小中学校で開催する福祉実践教室をはじめ、人権研修会等の福祉講座などを積極的に開催し、すべての世代にわたる福祉教育を推進します。
個別施策:②地域での障がい者に対する理解促進	
内容	障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域の行事に障がい者も共に参加する機会づくりを通して、地域住民の障がい者への理解を促進します。また、地域自立支援協議会を中心として障がい者理解促進のための研修会を行います。
個別施策:③障がい者の権利擁護・虐待防止	
内容	障がい者の権利や財産を守るため、尾張北部権利擁護支援センターや社会福祉協議会と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発、利用促進を図ります。また、障がい者への虐待を防止するため、家族への支援の充実を図るとともに、障がい者に対する虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう関係機関との連携を図ります。
個別施策:④ボランティア活動の充実	
内容	障がい者の日常生活や社会参加、災害時の支援が身近に行われるよう、手話奉仕員養成講座を行います。また、社会福祉協議会と連携し、要約筆記・点字・音訳の講座などを通じて、障がい者を支援するボランティアの育成に取り組みます。さらに、支援が必要な障がい者とボランティアをコーディネートする機能を充実させます。

主要事業	◆成年後見制度利用促進事業
	◆日常生活自立支援事業
	◆意思疎通支援事業

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)	
障がい者支援に関するボランティア登録者数	89人	120人	150人	



(3) 障がい児支援の充実

個別施策:①子どもの障がいの早期発見と早期支援	
内容	発育・発達を多職種で多様な角度から確認するなど健康診査の精度向上を図り、乳幼児の障がいの早期発見に努めます。また、障がいの早期発見と早期支援を図るとともに、専門的な療育支援へと円滑につなげるため、医療・福祉・保健・子育て支援・教育等の関係機関と連携した支援の強化を図ります。
個別施策:②継続した相談支援体制の確立	
内容	障がいのある子どもと親が、その障がいの程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が継続して受けられるようにするため、保健・保育・教育・福祉等の関係機関の連携を強化し、出生から就園・就学へ切れ目のない支援体制の構築を図ります。 就学前児童への発達支援を行うため、障がいのある児童が身近な地域で安心して療育を受けることができる児童発達支援センターを整備します。
個別施策:③医療的ケア児の支援	
内容	医療的ケア児等コーディネーターを中心として、医療・福祉・保健・子育て支援・教育等の関係機関が連携し、医療的ケアを要する障がいのある児童に対する支援の強化に努めます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆乳幼児健康診査、こども発達相談、健康診査事後教室 ◆あゆみの家児童発達支援事業 ◆児童発達支援センター整備事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
医療的ケア児等コーディネーター 設置人数(累計)	3人	6人	9人

関連する計画・条例

- 岩倉市障がい者計画(第5期)(平成30年度～令和5年度)
- 岩倉市障がい福祉計画(第6期)及び障がい児福祉計画(第2期)(令和3年度～令和5年度)
- 第2期岩倉市地域福祉計画(平成30年度～令和4年度)
- 岩倉市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)

基本施策名 ⑦ 生活困窮者支援

生活困窮者支援	自立支援の充実	妊娠を望む夫婦に対する支援	0711
		子育て世代包括支援センターの機能強化	0712
	適切な保護の実施	要保護世帯の的確な把握	0721
		的確・迅速な生活保護の実施	0722

現状と課題

- 生活保護制度は、憲法の定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度として、生活の困窮の程度に応じて必要な保護を行い、自立を助長することを目的としています。この制度を最後のセーフティーネットとして機能させるために、保護を必要とする人たちの的確な把握に努めることが重要であり、社会福祉協議会などの関係機関や地域で活動している民生委員・児童委員と引き続き緊密に連携していく必要があります。
- 2015年(平成27年)3月以降、生活保護の受給者数は全国的に減少傾向にあり、本市においても2020年度(令和2年度)当初までは同様の状況となっていました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、先行きが不透明な状況で、今後生活保護の受給者数が増加することも考えられます。
- 就労可能な人々への自立に向けた支援として、2018年度(平成30年度)からハローワークによる巡回訪問を月2回実施しており、就労支援員による活動と連携して取り組んでいます。就労活動に意識を向けるよう、より一層の関係性の構築が必要です。
- 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化として、生活困窮者に対して包括的な支援を図るため、2015年(平成27年)4月に生活困窮者自立支援法が施行されたことにより、自立相談支援事業をNPO法人に委託し、生活自立支援相談室を設置しました。これにより、経済的な困窮をはじめとして、住まいの不安定や家庭の問題、緊急的な食料の支援などの生活の困りごと全般についての相談を受けられるようになりました。今後も相談者に応じた適切な支援が行えるよう、相談員の資質向上に努める必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 生活支援の必要な人への適切な経済的支援と自立に向けた支援が行われ、誰もが健康で文化的な生活を送っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
生活保護からの自立世帯数	5世帯	12世帯	17世帯

総合計画の策定にあたって
基本構想
基本計画総論
基本計画各論
健やかでいつまでも安心して暮らせるまち
個性が輝き心豊かな人を育むまち
利便性が高く魅力的で活力あふれるまち
環境にやさしい、うるおいあふれる安全なまち
協働と自治による持続可能なまち
資料編



施策の内容

(1) 自立支援の充実

個別施策:①相談体制の充実	
内容	生活に困ったときに速やかに相談が受けられるよう生活自立支援相談室等の相談体制の充実に努めます。また、相談内容に応じて適切な援助ができるよう相談支援員の資質向上を図ります。
個別施策:②自立した生活に向けた支援	
内容	生活困窮者や被保護者が自立した生活を送ることができるよう、支援を必要とする人の状況把握に努めます。また、ハローワークと連携をとり、引き続き、就労支援員を中心とした就労支援に取り組みます。
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮者自立相談支援事業 ◆住居確保給付金事業 ◆食料支援事業 ◆子どもへの学習支援事業

単位施策の成果指標	現状値	目標値	
	2019年度 (令和元年度)	2025年度 (令和7年度)	2030年度 (令和12年度)
就労支援プログラム参加者数	18人	25人	30人

(2) 適切な保護の実施

個別施策:①要保護世帯の的確な把握	
内容	要保護世帯への適切な対応をしていくために、関係部署との情報共有や民生委員・児童委員との緊密な連携により、保護を必要としている世帯の的確な把握に努めます。
個別施策:②的確・迅速な生活保護の実施	
内容	生活保護の申請者には、複数の職員で面談をして問題点を的確に把握し、ケース検討会議や生活保護の受給要件に必要な各種調査により、迅速な処遇決定と保護の開始に努めます。また、生活保護期間内においても必要な調査により保護要件の確認を行います。

総合計画の
策定にあたって

基本構想

基本計画総論

基本計画各論

健やかでいつまでも
安心して暮らせるまち

個性が輝き心豊かな
人を育むまち

利便性が高く魅力的で
活力あふれるまち

環境にやさしい
うるおいあふれる安全なまち

協働と自治による
持続可能なまち

資料編